

れんけいこうち広域都市圏 **日曜市**出店事業

出店の手引き



Ver. 3.3 [2025.4.1]

高知市商業振興課 街路市担当

この事業は、高知県内 34 市町村で形成する「れんけいこうち広域都市圏」での取り組みです。

この手引きは、日曜市出店にあたって、知っておいて
いただきたいことをまとめた冊子です。

[日曜市出店事業キャッチフレーズ]

- れんけい事業全体をリードする花形事業をめざします！
- 県内に“ハッピーニュース”の花を咲かせる充実の内容をめざします！

[目次]

1	出発準備	—————	P 1
2	設営・搬入	—————	P 2
3	販売等	—————	P 3
4	撤収	—————	P 4
5	出店報告書提出	—————	P 5
6	地図・テント	—————	P 6

1 出発準備

【準備していただくもの】

- 販売など、活動のメインとなるものに必要なもの
商品、値札、POP、お釣り、レジ袋、カゴ・ザル、マジック、はさみなど

【高知市が用意するもの＝当日現場に置いているもの】

- テント 1 張
- 陳列用テーブル 2 台
- 折りたたみいす 4 脚
- 来客者数計数用カウンター 1 個
- 日よけ 1 幕（白色の幕。必要に応じてご活用ください）
- 雨よけ 1 幕（黒色の幕。必要に応じてご活用ください）
- 各種パンフレット

【高知市が貸出可能なもの】

- ポータブル電源 2 台
 - ・EcoFlow DELTAMax1600（容量 1612Wh，出力 2000W） 1 台
 - ・JVC BN-RB62-C（容量 626Wh，出力 500W） 1 台

※3日前（祝日の場合は前開庁日）の正午までに電話で予約してください。

※予約は先着順です。

※現場での加熱調理用途での使用はできません。

加熱調理で使用された場合、以後の貸出をお断りすることがあります。

道中、お気をつけてお越しください！

2 設営・搬入

- 当日は、直接出店場所までお越しいただき、出店作業を行なってください。
(市役所職員への連絡・待ち合わせ等は不要です)。
- 出店場所(テントの場所)は、P6を参照ください。
- 高知市の委託事業者が7時30分までにテントを設営しますので、8時頃までに販売品等を搬入してください。
- テントのサイズ
2. 7m×1.8m
- テントごとに、キャンプ用のテーブル2つとイス4つも用意しています。
テーブル：縦60cm×横120cm×高さ60cm(高さ37cmに短縮可)
- 小間前が混雑している場合がありますが、臨機応変な対応をお願いします。
- 荷おろし時間をできるだけ短くするように努めてください。
- 搬入が終わったら、車を速やかに日曜市のエリアの外に出してください。
- 日曜市事務所(後述)には駐車場が2台分あります。利用される場合は事前に予約してください(先着順、3日前の正午までに要予約)。駐車しづらい場所にありますので、運転にはご注意ください。満車の時は近隣の有料駐車場をご利用ください。
- 日曜祝日のみ駐車可能となる路上スペースは、お客様に使っていただくため、出店者は駐車しない決まりとなっています。ご協力ください。
- お客さんの往来や他の出店者の搬入作業で混雑することがありますので、事故にはくれぐれもお気を付けください。(高知市の保険対象外となります)



共通ののれんとミニのぼりを準備しています



3 販売等

- 販売等は、8時を目処に開始し、14時を目処に終了してください。
- 早めに帰路に着く必要がある場合は、早めの閉店も可能ですが、できる限り13時までは撤収しないでください。
- 販売物について
 - ・地域で生産または加工されたものを販売してください。
 - ・試食の提供は可能ですが、包丁等でカットしたものを提供する場合は、現場でカットせず、あらかじめカットしたものを持参してください。
 - ・現場での調理はしないでください。冬場（11月～3月）は、ストーブなどを使って、調理済み食品の温めなおしや保温は認めています。
 - ・燃料式の発電機は使用できません。バッテリー電源を使っの、保温・保冷は出来ます。
 - ・高知市で貸出し用のバッテリーを2台用意していますので、ご活用ください。（先着順、3日前の正午までに要予約）
 - ・精肉や鮮魚などの生ものは、販売できません。
 - ・酒類販売については、酒類の製造者若しくは製造者が加盟する団体等（ただし、規約及び会員名簿を備える団体）が未開封品のみ販売する場合に限り可とします（その場で飲める状態で販売しないこと。ただし、試飲は除く。）。なお、日曜市で酒類の販売を行う場合には、販売者が事前に高知税務署へ期限付酒類小売業免許の申請又は届出をしていただく必要があります。詳しくは、国税庁のホームページでご確認いただくか、高知税務署（088-822-1123）までお問合せください。
- ※販売に必要な許可証等の写しを事前に高知市に提出してください。
- ・食品衛生に関するご質問は、最寄りの保健所もしくは高知市保健所生活食品課(088-822-0588)までお問い合わせください。
- ・販売してよいか判断に悩む商品や変わった販売方法については、事前に高知市にご相談ください。
- 服装は自由ですが、法被などがあれば、にぎわいになります。
- 近隣の出店者と、良好なコミュニケーションをとってください。
- 近隣の出店者と商品のバッティングが予想される商品については、販売個数の調整等に配慮をいただくことがあります。
- 派手な呼び込みは行わない慣例になっていますので、ご注意ください。
- 出店場所は屋外かつ路上です。夏の暑さ、冬の寒さがダイレクトに感じられるため、必要に応じて対策してください。

※担当が全員席を外しているときは、高知市コールセンターにつながります。
コールセンター担当者に、「商業振興課の街路市担当者からかけ直して欲しい」とお伝えください。折り返しお電話します。

- 15 時には荷物等の撤収を完了させてください。
- 車への積み込みの時間をできるだけ短くするために、荷造りをしてから車を乗り入れてください。
- 場所によっては、店舗の前まで車を乗り付けて積み込む事も可能です。
- 小間前が混雑している場合があります。臨機応変な対応をお願いします。
- 出店場所の周辺の清掃をお願いします。
- 積み込みが終わったら、速やかに日曜市のエリア外に車を出してください。
- お客さんの往来や他の出店者の撤収作業で混雑することがありますので、事故にはくれぐれもお気を付けください。（高知市の保険対象外となります）
- お帰りになる前に、近隣の皆さんへのご挨拶をお願いします。

- 出店後、高知市に出店報告書を提出していただきます。
- 出店報告書は、出店するごとに、提出が必要です。
- 出店後7日以内に、提出してください。
- KPI（購入者数、来客者数、売上）については、できるだけ正確に記入願います。

6 出店場所

○出店場所（地図）

日曜市3丁目東の北列（店番号：186・187）



○出店場所（写真）





【発行・連絡先】

高知市商業振興課 街路市担当

TEL 088-823-9375

FAX 088-823-4024

E-mail kc-151703@city.kochi.lg.jp

（土曜日・祝日は公休日です）